

華創

はなそう

2013
MAY
No.602

5

あなたの活躍、
まちの誇り。

気軽に相談を。家庭の悩み／3 国保
税率が変わります／6 医療費助成、
申請お忘れなく／8 固定資産税耐震
改修などで一部減額／11 「ダイショ
イモ」で暑さをしのごう／13 活動の
ひろば⑦／14 せいか写真日記／22

平成24年度精華町民文化賞・スポーツ
賞の表彰式を3月29日(金)、町立図書
館で行いました。今年の受賞者は文化
賞が3団体、スポーツ賞が3個人。さ
まざまな分野でのたゆまぬ努力が実を
結び、今回の受賞につながりました。



受賞した植田さん(左)と清水さん

植田さん 清水さんが表彰

京都府猟友会に所属の植田正さん(南地区)と清水廣司さん(柘榴地区)が3月4日(月)、野生鳥獣被害対策貢献者として表彰されました。

植田さんは、野生鳥獣被害対策への多大な協力や功績に対し、京都府知事から功労者表彰を受賞しました。清水さんは、鳥獣の保護・事故防止に携わり、猟友会の発展に貢献したことに対し、大日本猟友会長から感謝状を受けました。

共に現在も、町の野生鳥獣対策に積極的な活動を展開しています。

おめでとうございます。

鳥獣被害対策貢献



島田直秀さん

島田直秀さん 高齢者叙勲

元精華町議会議員の島田直秀さん(山田地区)がこのほど、高齢者叙勲として地方自治功労により旭日単光章を受章されました。

同叙勲は、多くの功績を重ねながら満88歳を迎えた方に授与されるものです。

おめでとうございます。



3団体3個人の功労たたえ

精華町民スポーツ賞

平成24年度精華町民文化賞・スポーツ賞の表彰式。受賞者らは、木村町長から祝福の言葉とともに、表彰状と盾を受け取りました。伊藤二三雄教育委員長からの講評では、受賞者にねぎらいとエールが送られました。

今年の受賞者は次の通りです〔表彰名称／受賞者(敬称略・学年は3月現在)、昨年度の主な功績(①はこれまでの功績)〕。

①精華町民文化賞文化功労賞／けいはんなフィルハーモニー管弦楽団Ⅱ上写真右端(大槻弘幸団長)

学研都市発の市民オーケストラとして、けいはんなプラザやけいはんな記念公園、町役場などで演奏会を展開。町内小学校でも演奏活動を行うなど、音楽文化の底上げと拡大に貢献。

②精華町民文化賞ジュニア文化賞／東光小学校ウインドアンサンブルクラブⅡ下写真右端・上写真右から2人目(川端野々花部長)

京都府吹奏楽コンクールで金賞受賞。

③同／精華中学校吹奏楽部Ⅱ下写真左端・上写真右から3人目(安宅真菜美部長)

第49回京都府吹奏楽コンクールで金賞。第62回関西吹奏楽コンクールで銀賞。

④精華町民スポーツ賞ジュニアスポーツ賞／山門春香(精華西中1年Ⅱ表紙写真・上写真左から3人目)

関西ジュニアテニス選手権大会で優勝。奈良県ジュニアテニス選手権春季大会・夏季大会・秋季大会で3連覇。

⑤同／馬場浩市(精華西中3年Ⅱ上写真左から2人目)

京都府中学校総合体育大会バドミントンの部個人戦で準優勝。第61回近畿中学校バドミントン大会個人戦で3位。

⑥同／江川暢人(精華西中3年Ⅱ上写真左端)

第65回京都府中学校陸上競技選手権大会男子100mで優勝。第58回全日本中学校通信陸上競技京都府大会男子100mで優勝。

町民文化賞の文化功労賞を受賞した「けいはんなフィルハーモニー管弦楽団」の団長・大槻弘幸さんは「今後も地元密着型の活動をしながら、世界に通じる音楽を目指す」と意気込みも新たに。

2年連続受賞となった山門春香さんも「続けて表彰されたことは素直にうれしい。今年は昨年以上の成績を出せるように頑張る」と、さらなる飛躍を誓っていました。

気軽に相談を。

家庭の悩み

町では毎月4回、京都大和の家(精華町南稻八妻笛竹37番地)Ⅱ地図・写真Ⅱで「家庭こころの相談室」を開設しています。夫婦関係、親子関係などの悩み、子育てに関する悩み、乳幼児の発達などの悩みの相談に臨床心理士、家庭支援専門相談員などが応じます。

対象は町内在住・在勤の方です。相談は無料。相談内容によっては、ほかの専門機関を紹介したり、連絡を取ったりします。

利用前には、相談受付専用電話(Ⅱ9813909)でお申し込みください。

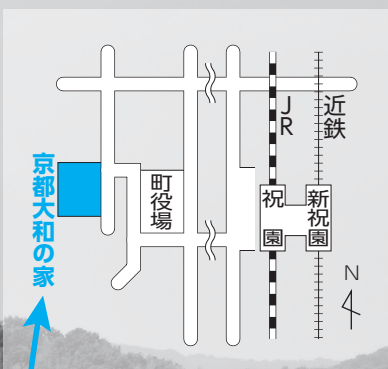
受付時間は平日午前10時～正午・午後1時～4時で、祝日・12月29日～1月3日を除きます。

相談日時は次の通りです。

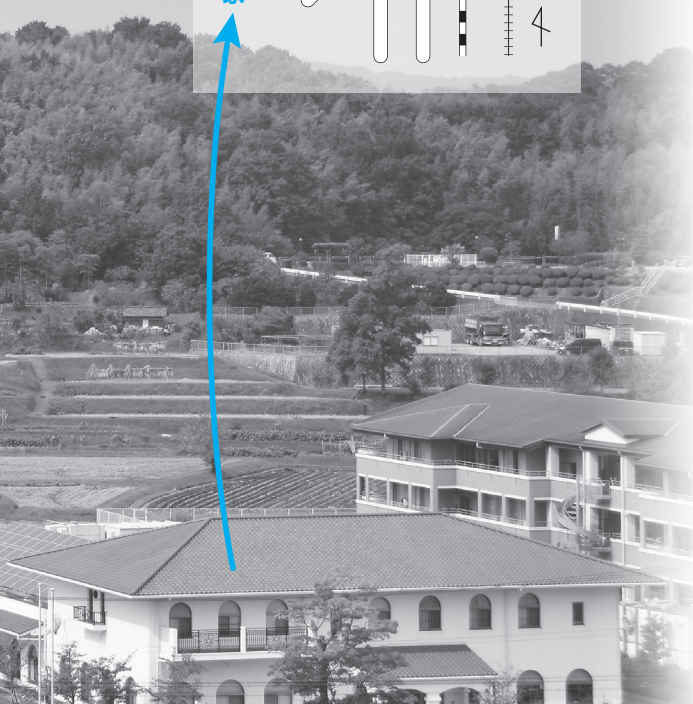
▽毎月第1木曜日・第2月曜日・第3火曜日・第4水曜日午前10時～正午・午後1時～3時(今月の日程は30ページ)

※祝日・12月29日・1月3日を除きます。

○問い合わせ
人権啓発課男女共同参画係
(Ⅱ9511919)



京都大和の家



世帯の状況による国保税のシミュレーション

例① 1人世帯(67歳) = 7割軽減

前年：年金収入79万円(所得0円)

	24年度	25年度
医療分	1万4700円	1万5300円
支援分	4800円	4800円
介護分	0円	0円
年税額	1万9500円	2万100円
		600円増

例② 1人世帯(55歳) = 7割軽減

前年：給与収入90万円(所得25万円)

	24年度	25年度
医療分	1万4700円	1万5300円
支援分	4800円	4800円
介護分	3700円	4500円
年税額	2万3200円	2万4600円
		1400円増

例③ 夫婦2人世帯(夫72歳・妻70歳) = 5割軽減

夫：前年の年金収入175万円(所得55万円)
妻：前年の年金収入 40万円(所得 0円)

	24年度	25年度
医療分	5万2000円	5万5700円
支援分	1万6700円	1万7800円
介護分	0円	0円
年税額	6万8700円	7万3500円
		4800円増

例④ 夫婦2人世帯(夫64歳・妻60歳)

夫：前年の年金収入200万円(所得112.5万円)
妻：前年の年金収入 0円(所得 0円)

	24年度	25年度
医療分	12万8400円	13万9400円
支援分	4万0500円	4万4400円
介護分	3万1700円	4万1900円
年税額	20万600円	22万5700円
		2万5100円増

例⑤ 夫婦・子ども2人の4人世帯(夫46歳・妻41歳・子10歳・子8歳)

夫：前年の給与収入400万円(所得266万円)
妻：前年の専業主婦収入0円(所得 0円)

	24年度	25年度
医療分	28万3600円	31万1900円
支援分	8万8400円	10万円
介護分	5万4700円	7万5700円
年税額	42万6700円	48万7600円
		6万900円増

例⑥ 夫婦・子ども1人の3人世帯(夫32歳・妻30歳・子1歳) = 2割軽減

夫：前年の給与収入200万円(所得122万円)
妻：前年の給与収入 95万円(所得 30万円)

	24年度	25年度
医療分	14万100円	15万2200円
支援分	4万4500円	4万9000円
介護分	0円	0円
年税額	18万4600円	20万1200円
		1万6600円増

※23年と24年の所得は同額として計算しています。

本年度の国民健康保険税の納税通知書は6月中旬にお送りします。

○問い合わせ 国保医療課 国保係(☎ 95-1929)

税率改正の内容

▶医療分

	算出方法	改正前	改正後	差
所得割	前年中の総所得金額から加入者ごとに33万円を差し引いた額×税率	6.85%	7.85%	+1.00%
均等割	加入者数×税額	2万5000円	2万6000円	+1000円
平等割	1世帯あたりの税額	2万4000円	2万5000円	+1000円
賦課限度額		51万円	51万円	なし

▶後期高齢者支援金分(支援分)

	算出方法	改正前	改正後	差
所得割	前年中の総所得金額から加入者ごとに33万円を差し引いた額×税率	1.95%	2.45%	+0.50%
均等割	加入者数×税額	9000円	9000円	なし
平等割	1世帯あたりの税額	7000円	7000円	なし
賦課限度額		14万円	14万円	なし

▶介護分

	算出方法	改正前	改正後	差
所得割	前年中の総所得金額から加入者ごとに33万円を差し引いた額×税率	1.50%	2.20%	+0.70%
均等割	加入者数×税額	7200円	9500円	+2300円
平等割	1世帯あたりの税額	5400円	5500円	+100円
賦課限度額		12万円	12万円	なし

本年度から

国保税率が変わります

医療給付費の増加など受け

国民健康保険(国保)税の税率を本年度、引き上げることになりました。国保財政は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより年々、医療給付

費が増加しています。支出が膨らむ一方、収入となる国保税は長引く不況で低迷しています。これまでは国保の貯金(財政調整基

金)の取り崩しや、翌年度見込める収入額を繰り上げて充てることで、財源不足を解消してきました。しかし昨年度、貯金は底をつき、単年度決算では1億を超

える赤字が避けられない状況です。加入者の皆さんには大変なご負担をおかけしますが、国保の現状をご理解いただき、ご協力をお願いします。

医療費助成、申請お忘れなく

小学生までの子どもや65～69歳の方、障害者、母子・父子家庭の方は、医療費の助成を受けられます（一部所得制限あり）。助成を受けられるのは、保険適用される医療費の自己負担分で、一部助成と全額助成があります。

制度の種類

- ①障害がある方（重度心身障害老人健康管理事業・障害者医療）
 - ▼対象者
 - 次のいずれかの手帳をお持ちで、本人や配偶者などの扶養義務者が所得などの基準を満たす方
 - ・身体障害者手帳1級または2級
 - ・「療育A」の記載がある身体障害者手帳3級
 - ・療育手帳AまたはB
 - ▼助成内容
 - 全額助成
- ②母子・父子家庭などの医療費助成制度（母子父子医療）
 - ▼対象者
 - 次のどちらかに該当し、本人または扶養義務者が所得などの基準を満たす方
 - ・母子家庭または父子家庭で、18歳到達以降最初の3月31日を迎える

- ③65～69歳の方の医療費助成制度（老人医療）
 - ▼対象者
 - ①②や後期高齢者医療を受給しておらず、本人や配偶者などの扶養義務者が所得などの基準を満たす65～69歳の方
 - ▼助成内容
 - 自己負担分の割合が1割、または1カ月の自己負担限度額が引き下げ
- ④子どもの医療費助成制度（子育て支援医療）
 - ▼対象者
 - 小学生までの児童（所得制限なし）
 - ▼助成内容
 - 1医療機関につき1カ月2000円を超える自己負担分が全額助成

更新の手続き

①～③は、8月1日～翌年7月31日を1年度としています。助成を受けるには、現在受給している方も毎年更新の手続きが必要です。

図1

福祉医療費受給者証	
負担者番号 公費負担医療の 受給者番号	
受給者 居住地 氏名 生年月日	
有効期間	京都府相楽郡 精華町長 承認第0000009号
発行機関名 及び印	
交付年月日	
この証は、京都市以外では使用できません。	

図2

重障老人健康管理事業対象者証 (有効期間 氏名		交付
-------------------------------	--	----

年更新の手続きが必要です。現在の受給者証（黄色）⇨図1⇨、対象者証（桃色のシール）⇨図2⇨の有効期間は今年7月31日です【注1】。

③は、受給者証の交付を申請した後も町に住民登録している方のみ、更新不需要です。ただし、申請後に転出し今年1月2日以降に再転入した方や、世帯に変わった方がいる場合は、その方の昨年中の所得と所得控除の内訳が分かる証明書【注2】を提出してください。

- ▼申請期間
 - 6月11日(火)～18日(火)の平日
 - 受付時間／平日午前8時30分～正午・午後1時～5時
- ▼申請場所
 - 町役場201会議室（2階）
- ※手続きは、代理の方でも可能です。
- ▼持ち物
 - ◆①～④共通で必要なもの
 - ・受給者証（対象者証）交付申請書【注3】
 - ・健康保険証
 - ・印鑑
 - ・本人を含み同じ世帯に今年1月2日以降に転入した方がいる場合は、その方の昨年中の所得と所得

受給資格の判定

- ①～③は申請後、今年8月1日以降の受給資格の有無を判定します。同じ世帯の18歳以上の方で、昨年中の所得がなく確定申告をしていない方【注4】がいる場合は、受給資格を判定できません。申請の前に町役場・税務課（2階）で住民税の申告をしてください。
- 【注1】生年月日により異なる場合があります。
- 【注2】今年1月1日時点で住民登録していた市区町村で発行されます。発行可能時期は市区町村ごとに異なりますので、事前にご確認ください。これは、受給資格の判定に必要となります。一人でも確認できない場合は、受給資格の判定（認定）ができません。
- 【注3】昨年度中に申請のあった方など申請の対象となる方には、6月初めに交付申請書を住民票の住所地に郵送します。受付期間までに申請書が届かない場合は左記のところに連絡してください。
- 【注4】税法上での「同一世帯員の被扶養者」を除きます。

○問い合わせ
国保医療課医療係
(TEL 95-11929)

国民年金保険料

学生の納付猶予ができます

学生の皆さん、国民年金の「学生納付特例制度」をご存じですか。

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。学生の方も加入対象となりますが、学生の方は収入の少ない方が多く、保険料を納めることが一般的に困難です。

同制度は、学生の国民年金保険料の納付が一定期間、猶予されるものです。

▼対象者【注1】

- ①前年所得が118万円以下の学生
本人に扶養家族があれば右記の額が変わります。
- ②申請する年度または前年度に会社などを退職して学生となった方
- 118万円を超えていても、退職を考慮した審査を受けられます。離職票や雇用保険受給資格者証など、公的機関の証明書を添えて申請してください。

▼承認期間

申請年度の4月～翌年3月

▼申請方法

印鑑と、学生証または在学証明書をもちのうえ、下記のところへ【注2】。
※本人が申請書に署名する場合、印鑑

は不要です。

納付特例が承認されている期間は、将来、年金を受給するための資格期間に算入されます。ただし、受給金額には反映されません。承認を受けた期間が10年以内であれば、古い年度から順に追納（さかのぼって納付）できます。

障害・遺族基礎年金の申請は、国民年金保険料を納付していることが必要です。今回紹介した学生納付特例が承認されている場合は、未納扱いになりません。このほか、卒業・退学後に厚生年金や共済年金に加入する予定がなく、引き続き保険料の納付が困難な場合は、保険料免除・納付猶予（30歳未満の方のみ）の申請ができます。

【注1】①②共に大学・大学院・短大・高等専門学校・専修学校など（夜間・定時制課程や通信制課程を含む）に通っていることが必要です。学校・課程により対象外になる場合もあります。

【注2】申請後、日本年金機構から承認・却下の通知が郵送されます。

○問い合わせ

総合窓口課年金係
(TEL 95-11915)

学校・保育所でのケガ ご存じですか？災害共済給付制度

学校や保育所などでのけがや病気で、医療機関や薬局で治療や調剤を受けた場合の医療費は、日本スポーツ振興センター（NASH）の災害共済の対象となります【注】。町の医療費助成制度Ⅱ右ページⅡの対象にはなりません。京都府内の医療機関などで受診する際は、医療費助成の受給者証は使わず、いったん保険診療の一部負担金である3割（就学前は2割）相当額をお支払いください。

【注】災害共済給付の申請用紙は、町内小中学校・保育所に置いてあります。

○問い合わせ

- ◆町内小中学校の児童・生徒
 - ◆町内保育所の児童
 - 各保育所（電話番号は29ページ）
 - ◆私立小中学校・幼稚園の児童・生徒
 - 各通学先

相談時間を延長

小児救急電話相談(TEL #8000)の相談時間が、午後7時～翌朝8時(土曜日は午後3時から翌朝8時)に変更されました。

○問い合わせ
健康推進課 地域医療係
(TEL 95-1905)

老人医療費助成 昭23年6月生の方へ

町では、65歳以上70歳未満の方に、医療費(保険適用分)の一部を助成しています【注1】。助成は申請が必要です。申請が認定された方には5月下旬、黄色の受給者証(6月から使用可能)を郵送します。

上記の対象者にはご案内を郵送しています。申請は、受給者証交付申請書・対象者の保険証・印鑑をお持ちください【注2】。申請期間は5月13日(月)～17日(金)の平日【注3】で、手続きは代理の方の来庁や郵送でも可能です。【注1】60歳未満の方と同居する所得税課税世帯や、一定所得を超える世帯などは該当しません。【注2】①で本人・世帯で平成24年1月2日以降、精華町に転入した方がいる場合は、その方の23年中の所得額と控除額を証明する書類(住民税課税対象所得額が表示されているもの)も必要です。【注3】申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。

○問い合わせ 国保医療課 医療係(TEL 95-1929)

町子育て支援医療費助成 平22年5月2日～6月1日生の子の保護者の方へ

3歳から小学校卒業までの方が外来医療費の助成を受けるには、現在お持ちの白色の受給者証とは別の受給者証を受けるための申請が必要です。申請した方には5月下旬、さくら色の受給者証(6月から使用可能)を郵送します。白色の受給者証は、これからも入院医療費の助成に利用できます。

軽自動車税の 減免申請

障害のある人や社会福祉法人などは、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

減免の対象

障害者の軽自動車税減免

障害者本人が軽自動車の納税義務者である場合、減免を受けられます【注】。
ただし「障害者の方が軽自動車やバイクなどを運転する場合」または「生計を一にする方が、軽自動車の使用の7割以上を障害者の方の通学や通院、通所などのために使用する場合」であることが必要です。

減免は、障害者の方1人につき1台限りで、障害の程度によって減免を受けられない場合があります。

普通自動車など自動車税の減免との重複はできません。障害者以外の方が申請車両を自身の通勤・通学などのために使用する場合も、減免を受けられません。

減免対象だった車両を本年度申請しない場合で、障害者手帳に減免申請の受理印があるときは、税務課へ連絡してください。

さい。本年度その車両で減免を申請されない旨を記載します。記載がない場合、ほかの車両での減免を受けられないことがあります。

構造減免

軽自動車などの構造が、身体障害者などの利用のための形状である場合、減免を受けられます。

標識番号が8ナンバーで、車検証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」などの記載があることが必要です。

8ナンバー以外の車両であっても、車検証の備考欄に「車いす固定装置付」など身体障害者の利用のためであることを表す記載があれば、減免を受けられます。

なお、一般車両を改造しただけでは減免を受けられません。

公益減免

「社会福祉法人が所有する軽自動車などで直接、社会福祉事業のために使用する」

る」または「社会福祉法人である社会福祉協議会が所有する軽自動車などで、全体の7割以上を直接社会福祉事業のために使用する」場合、減免を受けられます。
介護保険事業のために使用する場合は対象外となります。

必要書類など

障害者の減免・構造減免

- ・納付前の平成25年度軽自動車税納付書または納税通知書
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳など（コピー不可）
- ※今年4月1日までに交付されたものに限りです。

- ・運転者の運転免許証
- ・車検証など（125cc以下のバイクなどは不要、126cc～250cc以下のバイクなどは軽自動車届出済証）

公益減免

- ・納付前の平成25年度軽自動車税納付書または納税通知書
- ・印鑑（法人印）
- ・定款
- ・社会福祉事業だけでなく介護保険事業も行っている場合は、介護保険法に基づく指定事務所の指令書
- ・社会福祉事業専用の軽自動車でない場合は、運転日誌など利用状況の分かる書類
- ・車検証など（125cc以下のバイクなどは不要、126cc～250cc以下の

固定資産税 耐震改修などで一部減額

住宅を改修した場合、条件により固定資産税の一部が減額されます【注】。該当する場合はお問い合わせください。

耐震改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の2分の1を減額します。上限は120平方メートルです。都市計画税の減額措置はありません。

減額を受けられる条件

- ・平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅であること
- ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす耐震改修であること
- ・耐震改修の費用が1戸あたり50万円を超えるものであること（契約日が平成25年3月31日以前の方は30万円以上）
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

省エネ改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は120平方メートルです。都市計画税の減額措置はありません。また、

新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。

減額を受けられる条件

- ・平成28年3月31日までに省エネ改修工事をした住宅であること
- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）であること
- ・次に挙げる省エネ改修工事で、その改修工事の費用が50万円を超えるもの（契約日が平成25年3月31日までの分は30万円以上）であること
- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事
- ※いずれの工事も①を含む工事を行うこと。また、①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

バリアフリー改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は100平方メートルです。都市計画税の減額措置はありません。また、

新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には適用されません。

減額を受けられる条件

- ・平成28年3月31日までにバリアフリー改修工事をした住宅であること
- ・平成19年1月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）
- ・次のいずれかに該当する方が居住していること
- ▽65歳以上の方・介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている方・障害者の方
- ・次の改修工事で補助金を除く自己負担金が50万円を超えるもの（契約日が平成25年3月31日以前の方は30万円以上）であること
- 廊下の拡幅・階段のこう配緩和・浴室の改良・便所の改良・手すりの取り付け・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

【注】本年度の税制改正で、この減額制度の期間が延長され、改修費用の下限が変更されました。

お問い合わせ

税務課固定資産税係
(☎9511916)

バイクなどは軽自動車届出済証）
申請期間・方法
5月10日（金）～24日（金）の平日に、必要書類を持って直接、左記のところへお越しください（ファクス不可）。受付時間は、午前8時30分～正午・午後1時～5時15分です。

【注】身体障害者等級1・2級相当の方は、同居で生計を一にする方が納税義務者でも可能です。

申請・問い合わせ

税務課住民税係
(☎9511916)

自動車税納付、 5月末まで

自動車税の納付期限は5月31日（金）となっています。必ず期日までに納めてください。なお、軽自動車税は市町村での取り扱いとなります。

お問い合わせ

京都府山城広域振興局 山城南府税出張所 収納・納税担当
(☎72-0231)

後期高齢者医療被保険者の方へ

所得の申告 済んでいますか？

後期高齢者医療被保険者とその家族の方で平成24年中、無収入だった方や、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの非課税年金のみ受給していた方は、住民税の申告をすると保険料の軽減などを受けられることがあります【注】。

申告は町役場・税務課（2階）で受け付けています。

申告がない場合、世帯の所得が低い場合の保険料の軽減ができません。また、申告により医療費の自己負担限度額が低くなる場合もあります。

【注】収入が老齢年金による収入だけの方は、申告する必要はありません。

お問い合わせ

国保医療課医療係
(☎9511929)

「ウチの家、地震で倒れへんかなあ……」



昭和56年5月以前に着工された建物は、それ以降に建築されたものと比べ、大地震で倒壊しやすいとされています。

木造住宅耐震診断士を派遣

町では、この旧耐震基準で設計された木造の住宅に対して、京都府木造住宅耐震診断士を派遣しています。

耐震診断士は、主に外観調査を中心に診断し、後日改めて地震に対する安全性の評価や大まかな補強プランなどを説明します。

1戸の診断にかかる費用は5万1000円ですが、皆さんが負担する費用は30000円です。現地調査にかかる時間は2〜4時間です【注1】。

改修補助、最高90万円

耐震診断の結果、倒壊する可能性があると考えられた木造の住宅を耐震改修・補強する場合【注2】、90万円を上限として費用の4分の3を交付します。ただし簡易な工事に対しては、30万円を上限として費用の4分の3を補助します（本年度

から）。詳しくは左記のところにお問い合わせください。

改修するときは、専門的な知識を持つ事業者を選びましょう。安全性だけでなく、経済性から利便性まで、幅広くじっくりと検討することが大切です。屋根の軽量化や壁の補強などを組み合わせ、最も合理的な耐震改修を計画しましょう。

交付を受けるには、事前に申請し、交付決定通知を受けてから契約・着工することが条件です。契約済みのもの、工事済みのものは事後申請できません。

◇

耐震診断や改修補助の要件、申込方法など詳しくは、左記のところに問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

【注1】住宅の規模などによって異なります。

【注2】町が定める条件を満たすことが必要です。

〇申し込み・問い合わせ

都市整備課開発指導係
(TEL 95-11902)

古紙回収団体に補助

各地域の団体が年4回以上、新聞などの古紙を回収している団体に、補助金を交付します。

昨年度は、45団体から約1880トンの古紙類が回収されました。これは、古紙類を焼却した場合と比べて約360トン【注】のCO2が削減されたこととなります。

補助を受けられるのは、各地域の団体（自治会・子ども会など）で、新聞・雑誌・ダンボール・古布・紙パック・アルミ缶を年4回以上回収する団体です。

回収を業者に委託していない場合や年12回以上回収している場合は、補助額を加算します（予算の範囲内）。

申請は7月1日(月)までの平日に、届出書を左記のところに提出してください。受付時間は午前8時30分〜正午・午後1時〜5時です。届出書は左記のところに置いているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

【注】環境省廃棄物・リサイクル対策部「3Rエコポイントシステム促進のためのガイドライン」に基づきます。

〇申請・問い合わせ

環境推進室環境係
(TEL 95-11925)

農水路が水位上昇

農業用水の送水のため5月29日(水)・6月7日(金)・9月30日(月)、川西揚水ポンプを運転する予定です。期間中、田などの周辺水路は、水位が上昇し大変危険です。ご注意ください。

5月29日は午前9時から、6月7日・8日(土)は終日、9日(日)以降は午前7時〜午後5時ごろに運転します。

〇問い合わせ

水土里ネット川西（相楽郡川西土地改良区）
(TEL 94-13006)

木津川の「声」聞かせて

淀川河川事務所では、木津川で見たこと・感じたことを月1回以上報告する「河川愛護モニター」を募集しています。

報告期間は7月〜来年6月。20歳以上の方対象で、謝礼はおおむね月4500円です。申し込みは同事務所ホームページ（<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/>）を受け付けています。

〇問い合わせ

淀川河川事務所管理課
(TEL 072-1843-2861)

野焼き、周辺に気配りを

一般的に廃棄物を燃やすことは、法律で禁止されていますが、焼き畑やあぜ草焼きなど農業や林業のための焼却は例外として認められています【注】。

野焼きは洗濯物ににおいが付いたりするなど、周辺の住宅環境に影響を及ぼすことも考えられます。「もし自分が近くに住んでいる人の立場だったら」と、いつも考えましょう。やむを得ず野焼きをするときは、次のことに注意してください。

・近くに住んでいる人へ事前に声をかける。

・よく乾燥させて1回に燃やす量を少な

くし、大量の煙が出ないようにして、風向きなどにも配慮する。

・特にビニール（マルチ、あぜシートなど）やペットボトルなど有害物質が発生しやすいものは、絶対に燃やさない。

・庭木を刈り込んだものや杭なども燃やさない。

【注】草木の焼却灰は肥料になります。焼却の熱で病害虫の発生も抑制できます。

〇問い合わせ

産業振興課農業振興係
(TEL 95-11903)

「ダイショイモ」で暑さをしのごう

19日、役場で育て方講座

ダイショイ【注】のグリーンカーテン育て方講座を5月19日(日)、精華町交流ホール(町役場2階)で開催します(精華町・京都府立大学法人京都府立大学共催)。講師は京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師の伊達修一さん。午前10時〜11時30分の開催で、受け付けは午前9時30分からです。参加は無料です。

▶対象者 町内在住で、当日苗(2苗)を持ち帰って育てられる方(小学3年生以下は保護者の同伴が必要)

▶定員 先着50人

▶申込方法 「住所・氏名・電話番号・小学3年生以下の参加者の有無」を、電話で下記のところへ。

▶申込期間 5月7日(火)からの平日
受付時間：午前9時〜正午・午後1時〜5時

【注】東南アジア原産のヤマノイモの一種で、イモは食用です。ツルが大きく育ち、7〜11月まで大きな葉が茂ります。

〇申し込み・問い合わせ

環境推進室 環境係 (TEL 95-1925)

木津川市都市計画変更(案)を縦覧 新ごみ焼却場建設に向けて

5月1日(水)〜17日(金)(土日・祝日は除く)、精華町役場・環境推進室で木津川市に新しく建設されるごみ焼却場に関する都市計画変更(案)を縦覧に供します。

この焼却場は、打越台環境センターに代わって精華町と木津川市の可燃ごみを処理する施設です。変更(案)は木津川市ホームページでも公開しています。

受け付けは午前8時30分〜午後5時15分です。変更(案)に対するご意見は、所定の様式に記入し、次の場所に郵送してください。提出期限は5月17日です。(必着)

〈提出先・問合せ〉

〒619-0286

(※個別番号のため住所の記入はいりません)

木津川市役所クリーンセンター建設推進室

☎0774(75)1226